

京都市伝統産業活性化推進条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年12月14日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第94号

京都市伝統産業活性化推進条例の一部の施行期日を定める規則

京都市伝統産業活性化推進条例中第8条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）並びに第4章の規定の施行期日は、平成17年12月15日とする。

（産業観光局商工部伝統産業課）